

【産休と育休(お金のこと)】

<事業主>

	産 休	育 休
賃金	賃金の支払いは義務ではない	賃金の支払いは義務ではない
社会保険料	手続きをすれば免除	手続きをすれば免除
雇用保険料	無給の場合、保険料は発生しない	無給の場合、保険料は発生しない
労災保険料	無給の場合、保険料は発生しない	無給の場合、保険料は発生しない

※ H26年4月～産休・育休中の事業主の経済的負担はゼロに

<労働者>

	産 休	育 休
社会保険料	手続きをすれば免除	手続きをすれば免除
雇用保険料	無給の場合、保険料は発生しない	無給の場合、保険料は発生しない
労災保険料	事業主が支払うもの	事業主が支払うもの
もらえる お金	<u>出産手当金(健康保険より)</u> 出産日以前42日から出産日後56日までの間、休業1日につき賃金の3分の2相当額	<u>育児休業給付(雇用保険より)</u> ●180日目までは休業開始前の賃金の67% ●それ以降は、50%